

京都市訓令甲第8号

事業所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成18年9月29日

京都市長 榊本 頼 兼

別表第2 児童福祉センター発達相談所発達相談課長の項第2号中「第21条の25」を「第21条の6」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

- (3) 法による障害児施設給付費の支給の決定、施設受給者証の交付及び支給決定の取消しに関する事。
- (4) 法による高額障害児施設給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児施設医療費の支給の決定に関する事。

別表第2 児童福祉センター発達相談所発達相談課長の項第12号を同項第13号とし、同項第11号中「及び同条第7号の2」を「、同条第7号の2」に、「並びに法第51条第2号」を「及び法第51条第1号」に、「児童居宅介護」を「障害者自立支援法第5条第2項に規定する居宅介護」に改め、「除く。）」の右に「並びに法第57条の2に規定する障害児施設給付費等に係る不正利得」を加え、同号を同項第12号とし、同項第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第5号中「法第6条の2第10項に規定する障害児相談支援事業」を「障害者自立支援法第5条第17項に規定する相談支援事業」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 法による指定知的障害児施設の指定、指導及び監督に関する事。

別表第2 保健所長の項第9号中「障害者自立支援法」の右に「(以下この項において「法」という。）」を加え、同項第10号中「障害者自立支援法」を「法」に改め、同項中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号の次に次の2号

を加える。

(11) 法によるサービス利用計画作成費，特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給の決定に関する事。ただし，精神障害者に関するものに限る。

(12) 法による地域生活支援事業（日常生活用具の給付又は貸与，移動支援及び地域活動支援に関するものに限る。）の実施に関する事。ただし，精神障害者に関するものに限る。

別表第3課長及び東京事務所次長の項中「及び東京事務所次長」を削る。

別表第3東京事務所次長の項を次のように改める。

東京事務所 次長	(1) 軽易な申請，届出，報告，照会，回答，通知等に関する事。 (2) 証明に関する事。
-------------	-------------------------------------------------

別表第3東京事務所次長の項の次に次の1項を加える

東京事務所 の庶務を担 当する次長	(1) 所属職員の休暇，欠勤等の承認等に関する事。 (2) 所属職員の出張及び復命に関する事。 (3) 所属職員の日以内の職務に専念する義務の免除に関する事。ただし，職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。 (4) 所属職員の時間外勤務命令に関する事。 (5) 水道，ガス，電気及び電話の料金，清掃手数料金その他定例的な経費の支出決定に関する事。 (6) 1件400,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。
-------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第3福祉事務所支援保護課長の項中第1号を削り，第2号を第1号とし，第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第3福祉事務所支援課長の項中第1号を削り，第2号を第1号とし，第3号か

ら第5号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)